

買増権保証特約(92)条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
 第2条 買増権の行使
 第3条 買増の制限
 第4条 買増の手續
 第5条 買増保険契約の責任開始期
 第6条 買増が行われなかったものとみなす取扱
 第7条 特約の期間、保険料払込期間および保険料の払込
 第8条 特約の保険料の自動振替貸付
 第9条 特約の失効
 第10条 特約の復活
 第11条 特約の解約
 第12条 解約返戻金
 第13条 債権者等による解約

- 第14条 特約金額の減額
 第15条 特約の復旧
 第16条 特約の消滅
 第17条 告知義務および告知義務違反
 第18条 重大事由による解除
 第19条 契約者配当
 第20条 主約款の規定の準用
 第21条 変額保険に付加した場合の特則
 第22条 積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則
 第23条 変額保険または積立利率変動型終身保険を買増保険契約とする場合の特則
 第24条 保険料払込免除特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

買増権保証特約(92)条項

(平成4年4月2日制定)

(平成22年3月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、あらかじめ特約保険料を払込んでいただくことにより、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が特定年齢になったとき、あるいは結婚または子供が出生したときに、一定限度内において、被保険者についての選択を受けることなく新たな保険契約を申込み権利（以下「買増権」といいます。）を主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）に付与し、会社が、この保険契約の引受けを保証するものです。

（特約の締結）

- 第1条 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
 2 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

（買増権の行使）

- 第2条 主契約の責任開始の日（復活または復旧の取扱いが行われた場合には、主契約の復活日または復旧日）からその日を含めて2年を経過した日の前日以後、この特約の期間中に、被保険者について次の各号の事由が生じた場合には、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者についての選択を受けることなく、有期払込終身保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または積立利率変動型終身保険の保険契約を新たに申込みことができます。

号	種類	買増権を行使できる場合
(1)	普通買増事由	被保険者が、満25歳、満28歳、満31歳、満34歳、満37歳、満40歳、満43歳または満46歳になった日以後最初に到来するそれぞれの年単位の契約応当日の前日に生存しているとき
(2)	特別買増事由	ア. 出生または縁組等により、被保険者と同一戸籍に被保険者の子が記載されたとき イ. 婚姻により、被保険者と同一戸籍に被保険者の配偶者が記載されたとき

- 2 買増権は、次の各号に定める期間（以下「買増権の行使期間」といいます。）中に限り、行使することができます。

号	種類	買増権の行使期間
(1)	普通買増事由による買増権	普通買増事由に該当する日からその日を含めて前2か月間
(2)	特別買増事由による買増権	特別買増事由に該当した日からその日を含めて2か月間。 ただし、この期間中にこの特約の期間が満了する場合には、買増権の行使期間は、特別買増事由に該当した日からその日を含めてこの特約の期間の満了日までとします。

- 3 買増権の行使期間中に買増権を行使しなかった場合、その買増権は、買増権の行使期間の満了時に消滅します。

（買増の制限）

- 第3条 買増権の行使は、この特約の期間を通じ、この特約の契約日における被保険者の契約年齢に応じて定めた次の回数を限度とします。

契約年齢	回数	契約年齢	回数
0歳～23歳	8回	33歳～35歳	4回
24歳～26歳	7回	36歳～38歳	3回
27歳～29歳	6回	39歳～41歳	2回
30歳～32歳	5回	42歳～44歳	1回

- 2 特別買増事由による買増権が行使できるのは、特別買増事由に該当した日からその日を含めて3年以内に、買増権の行使が可能な普通買増事由が存在する場合に限ります。
- 3 特別買増事由による買増権を行使した場合には、その特別買増事由に該当した日の直後の普通買増事由は消滅します。
- 4 この特約により買増される保険契約（以下「買増保険契約」といいます。）の死亡保険金額（買増保険契約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または積立利率変動型終身保険の場合、「基本保険金額」）は、1回の買増について、この特約の締結または特約金額の減額の際に定める特約金額以下で、会社所定の金額以上であることを要します。

（買増の手続）

- 第4条** 保険契約者が買増権を行使するときは、それぞれの買増権の行使期間中に、会社所定の書類（別表4）を会社に提出し、同時に買増保険契約の第1回保険料相当額（買増保険契約が保険料一時払の契約の場合、「一時払保険料相当額」。以下同様とします。）を会社に払込んでください。この場合、会社は、買増保険契約の第1回保険料相当額の払込みをもって、買増権が行使されたものとして取扱います。
- 2 買増保険契約の保険契約者および被保険者は、それぞれ主契約の保険契約者および被保険者と同一人とします。

（買増保険契約の責任開始期）

- 第5条** 会社は、次の各号に定める日から買増保険契約上の責任を負います。

号	種類	買増保険契約の責任開始期
(1)	普通買増事由による買増保険契約	普通買増事由に該当した日の翌日
(2)	特別買増事由による買増保険契約	特別買増事由に該当した日からその日を含めて2か月を経過した日（2か月を経過する日の属する月に相当する日がないときは、その月の末日）以後最初に到来する月単位の契約応当日

- 2 前項により、会社の責任が開始される日（以下「買増日」といいます。）を、買増保険契約の契約日とします。
- 3 会社が、買増保険契約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。
- 4 買増保険契約には、この特約条項に規定する他は、買増日における普通保険約款の規定が適用されます。また、買増保険契約の保険料率は、買増日における標準体保険料率が適用されます。

（買増が行われなかったものとみなす取扱）

- 第6条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当したときは、会社は、買増日にその保険契約の買増が行われなかったものとして取扱います。

号	買増が行われなかったものとする場合
(1)	買増日の属する月の前の払込期月のこの特約の保険料が払込まれず、買増日以後にこの特約が消滅したとき
(2)	買増日の属する月の前の払込期月の主契約の保険料が払込まれず、買増日以後に、主契約が効力を失ったことにより、この特約が効力を失ったとき
(3)	買増日の前日までに、この特約が、特約の期間満了による場合を除き、消滅または効力を失ったとき

（特約の期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第7条** この特約の期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、前項の特約の期間中、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
 - 3 前項で払込むべき保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - 4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合（主契約が延長保険または払済保険に変更された場合を除きます。）には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人）に払いもどします。
 - 5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割り引きます。
 - 6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。
 - 7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人に支払います。
 - 8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間

満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

- 9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

(特約の保険料の自動振替貸付)

第8条 この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。

(特約の解約)

第11条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(解約返戻金)

第12条 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料を払込んだ年月数（年払または半年払の場合は、払込んだ年月数および経過年月数）により計算します。また、この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款の解約返戻金の規定を準用して保険契約者に通知します。

- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続きに関する規定を準用します。

(債権者等による解約)

第13条 債権者等によるこの特約の解約の効力については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。

(特約金額の減額)

第14条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の特約金額の減額を請求することができます。ただし、減額後のこの特約の特約金額が会社所定の金額以上であることを要します。

- 2 主契約の保険金額が減額された場合で、この特約の特約金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。

(特約の復旧)

第15条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。
3 この特約のみを減額した場合の復旧は取扱いません。

(特約の消滅)

第16条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅し、各号のとおり取扱います。

号	この特約が消滅する場合	消滅時の取扱
(1)	主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき	第12条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取扱います。
(2)	被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われないとき	第12条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。
(3)	被保険者が身体障害状態（別表3）に該当したとき	第12条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。
(4)	主契約が消滅したとき	主約款の規定によって保険金が支払われるときを除いて、主約款に準じて解約返戻金等の支払を取扱います。

(告知義務および告知義務違反)

第17条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第18条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(契約者配当)

第19条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主約款の規定の準用）

第20条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（変額保険に付加した場合の特則）

第21条 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済終身保険」または「定額払済保険」、「延長保険」は「定額延長定期保険」または「自動延長定期保険」と、それぞれ読替えます。

- 2 この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合において、主契約が保険料を一時払とする変額保険へ変更されたときは、この特約は消滅します。
- 3 この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または変額保険（定期型）に付加されている場合には、第16条（特約の消滅）第1号中、「解約返戻金を、」は「解約返戻金（未経過保険料を含みます。）を、」と読替えます。

（積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則）

第22条 この特約が積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、第16条（特約の消滅）第1号中、「解約返戻金を、」は「解約返戻金（未経過保険料を含みます。）を、」と読替えます。

（変額保険または積立利率変動型終身保険を買増保険契約とする場合の特則）

第23条 この特約条項の規定により、変額保険（終身型）、変額保険（有期型）または積立利率変動型終身保険を買増保険契約とする場合で、買増日が1日となるときは、買増保険契約の普通保険約款にかかわらず、買増日を買増保険契約の契約日とします。

（保険料払込免除特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）

第24条 この特約を保険料払込免除特約とあわせて主契約に付加する場合、第16条（特約の消滅）に次の1号を追加します。

号	この特約が消滅する場合	消滅時の取扱
(5)	被保険者が保険料払込免除特約に規定する保険料の払込みの免除事由に該当したとき	第12条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。